

議 長 次に受付番号第2号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 井 上 初めて的一般質問になりますので、よろしく願いいたします。受付番号第2号、質問議員、第3番 井上栄一。件名、町有地の利活用について。

要旨、本山町政も2期目に入り、今後さまざまな公約などに基づく施策を展開されていくことと思います。

町有地の未利用地は数カ所あり、面積も大きく、財源としても重要であると考えます。今後の施策で重要な位置づけとなる町有地の利用計画や利活用の見込みについて、町長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、初めて質問いただいた井上議員に回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、一定規模の未利用町有地の利活用計画や、利活用の見込みについては、第5次総合計画での土地利用方針や町の地方創生総合戦略の取り組みにおいて、中長期的な視点でコストや活用方法の最適化を図り、持続性のある行財政運営を目指すことを基本方針として推進、検討をしているところでもあります。町全体の未利用地の利活用については、まず現状と課題を分析し、活用に向けて早期実施を図るため、一定規模の民間の需要が期待される用地といたしまして、まずは下原土地区画整理地、健康福祉センターの横の約1,593平米の町有地でございます。平成16年12月に、松田石産株式会社さんから寄附を受けた土地でございます。本用地の用途は、住宅や診療所、店舗などになりますが、町では寄附を受けた目的を十分に考えた上で、広く町民の皆さんから御意見を伺い、公共福祉を目的とした活用や、住宅の整備等の民間への売却または賃貸などの個別方針や実施方針を、庁舎内での政策会議などで検討し、早期の実現を図ってまいります。

次に、旧神奈川県水道企業団公舎用地であります。郵便局の裏のほうの土地でございます。平成27年度に、学校建設等に伴う用地といたしまして購入したところでございますが、学校建設の整備方法や土地の活用方法などを踏まえ、また、将来的に地域振興や地域の活性化を図る上で必要となる土地でもあるために、実現可能な活用方法を検討しているところでもございます。

次に、未利用地の寄1番地、湯の沢の町有地についてでございます。地域振

興や地域の活性化並びに町の収益を考える上で重要な町有地であります。寄1番地につきましては、総合的な町有財産のマネジメントの観点と、民間の需要が期待される用地のため、町民の皆さんに対し売却や賃貸借を含めた活用方針を報告し、募集要項を作成した上で、来年2月中に広く一般公募を行う予定で、準備を進めているところでもございます。この土地の活用方法は、民間事業者による売却または賃貸借を行い、独立採算事業として展開することで、税外収入を確保し、それによって生じた収益をもって町民サービスの維持・向上に資することとなるよう進めてまいります。

さらに、庶子地区にあります未利用地の旧砂利線跡地については、平成15年2月に国鉄清算事業団より購入した用地でございます。住宅開発をすることを前提に、平成28年11月に、民間活力を活用した企画提案を募る公募型プロポーザルを実施いたしました。応募事業者がなく不調となりました。この不調の要因や、ほかの用途利用など事業手法を含めて改めて検討するため、民間事業者とのヒアリングや対話を行ってまいりましたが、この事業については道路整備や造成並びに宅地開発等について、民間事業者並びに町としても多額の事業費負担や販売等のリスクなどから、現段階では住宅整備等に伴う事業化ではなく、ほかの用途での利用を含め、再検討を行う準備を整えているところでもございます。今後、本用地の利活用に必要な東西道路につきましては、町道1号線を補完する道路として、歩行者用道路整備や、災害時の緊急車両の進入路などの目的による整備が考えられますので、本用地の有効活用とあわせて再検討していきたいというふうに考えております。

今後の町全体の未利用町有地の利活用については、政策的な観点から再精査し、狭い用地を含め、それぞれの町有地の特性を考慮した上で公平・公正な手続を前提に、財産の貸し付けまたは売却処分などを進め、税以外の収入を確保しつつ、それによって生じた収益をもって町民サービスの維持・向上を図ってまいります。また、現状においても少子高齢化が進み、子育て世帯の生産年齢人口の減少による町税収入の落ち込みや、社会保障関係費の増加により、町の財政は厳しい状況になっていることを鑑み、町有資産の適切な活用と運用を両立し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図りながら、持続可能な

行財政運営を行うため、経営感覚をしっかりと取り入れ、町が有する未利用地については、本年度より策定を準備しております次期総合計画での土地利用方針や、将来の財政推計と並行に進め、実効性のある公共施設等のマネジメントを作成し、積極的な公共財産の活用を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

- 3 番 井 上 回答ありがとうございます。まず1点ですね、そこで確認をしたいんですけども、今ですね、ある程度一定規模の町有地の未利用地ということで、4カ所、下原と企業庁跡地の郵便局の裏のですね、企業庁の跡地、寄1番地、それから砂利線の跡地ということで4カ所いただきました。町のほうではですね、土木事務所のですね、跡地の道路挟んで東側の部分は町営住宅ということでですね、ここでもう既に契約も終わっています。土木のですね、本庁舎がありました土木事務所のほうのですね、道路の西側の部分ですね、約5,000平米ぐらいあったと思うんですけども、その土地についてはですね、未利用地かどうかというその確認をですね、先にしたいんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

定住少子化担当課長 ただいまの質問にお答えします。旧松田土木事務所跡地につきましてはですね、平成27年度にですね、本用地を本館を残したままですね、全て残したまま県より購入し、その購入目的がですね、体育施設等の整備を目的に購入した土地でございます。最も有効な活用を図る観点からですね、昨年度より国のですね、地方創生推進交付金を活用し、女性活躍コンパクトシティ創生事業として進めております。この交付金につきましては、5カ年計画をもって進めるという観点で進めている取り組みでございます。町民財産でもあります本建物につきましては、政策的そして経営感覚を取り入れてですね、地域振興そして地域の活性化、あわせて女性参画社会を含めて取り組んでいるところでございます。町民の皆様に対してですね、幸せな生活環境と町の利益を目的にですね、この建物のリノベーションを行うことで、旧土木事務所が拠点となりですね、松田町の顔、モデルとなるように今取り組んでいるところでございます。これによってですね、町外からの移住・定住促進に努め、生産年齢人口の増加を努めていきたいという取り組みを今しているところでございます。以上です。

3 番 井 上 今のですね、回答につきまして、28年のですね、3月にこの議会におきましてですね、土地のほうの契約についてはですね、承認をさせていただいたわけなんですけれども、その中でですね、今、説明員の方からですね、体育施設等ということで、それ以外のですね、目的に利用する場合については、10年間その体育施設、町営住宅及び両施設の駐車場等の用途に供するものとするというふうになってあります。これについては、今、女性が輝く社会等の事業に使用しているという説明がありましたけれども、県のほうに対してはですね、これはもうその他の、その女性が輝く社会の事業に使うということの了解を得ているのでしょうか。

定住少子化担当課長 そうですね。本用地につきましては先ほど5,000平米、4,800平米ほどございます。この今、施設ですね、活用に向けてのいろいろなプランや維持管理、運営方法、そして経営手法、またですね、施設のランニングコスト等をですね、民間事業者と町と地域の皆さんと今、作り上げているところでございます。そうした観点で、体育施設等ということで購入した事業でございますが、国・県と今、調整の上でですね、それらを地域振興、公共施設としての位置づけとして振興することには問題ないということで御理解をいただいた中での進行しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3 番 井 上 このですね、28年のこの県とのほうの契約の日付、24日になります。当然これはですね、町議会もですね、これに対して承認をしたということで、当然このですね、第10条の用途指定の中で、事前にですね、県の承諾を受けるものとするということがあります。それが終わってるという、今、お話だと思うんですけども、それであればですね、議会に対しては当然それに対しての明確な説明なりですね、その県に対して承諾を得る前にですね、やはり議会としても、その土地の購入に対して議会承認を受けた案件に対しましては、当然それが必要だというふうに思われますので、その点についてですね。そういったことから含めてですね、まだ先ほどの4件の未利用地の中に、私の感覚といたしましては、考え方といたしましては、土木事務所跡地の西側の庁舎部分についてはですね、まだ未利用地ではないのかなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

定住少子化担当課長 先ほどですね、体育施設等、「等」ということがございました。その中でですね、女性活躍推進ということで、町としても地域振興のために体育施設部分という部分も含め、あの倉庫がございましたが、そこを体育施設のような、地域と一緒に連携する施設としていきたいなというようなことと、本館もございません。本館についてもですね、公共施設の一部として地域と一緒にやれる部分であるという中で、県との承諾ではなくてですね、協議の中で進めているということなので、改めて協議を全て了承したということの中でやってることではなくてですね、その文書的なものが残ってるわけではなくて、体育施設等の中、位置づけとして、今、女性活躍推進事業を進めているということでございますので、その辺は御理解願えればというふうに思います。

3 番 井 上 このですね、契約書ですね、今見てますけれども、用途指定のところはですね、体育施設、「等」という文字が入っていません。体育施設、町営住宅及び両施設の駐車場用地の用に供するものというふうに書いてありますので、そこにその女性のための施設を含めるということとはですね、ちょっとこの契約書から見るとですね、難しいのではないかとというふうに私のほうは思いますけれども、いかがでしょうか。

定住少子化担当課長 大変失礼しました。神奈川県の方と調整した中ではですね、体育施設等ということで申請をしたんですけども、地域振興、公共施設という観点で話をしまして、その中である程度案ができたならまた最終的に協議をするということになっておりますので、完全にだめだということではない中で進んでるところと、国にこの地方創生、この施設をですね、この事業で進めていくということもあわせて計画の中に位置づけて、地域計画の中で位置づけてございますので、その点を含めて皆さんのほうには報告していきたいというふうには思います。

3 番 井 上 ありがとうございます。県の方とはですね、公共施設だということの位置づけでですね、そういった調整を進めてるというふうに理解をいたしました。

それではですね、また再質問といいますか、先ほど町長のお答えの中にありましたですね、それぞれの土地について、私のほうとしては財源としてはどうなのかということを一一般質問のですね、通告の中で述べさせていただきました。おわかりになればですね、現状それぞれの下原、企業庁跡地、寄1番地、砂利

線跡地及び土木事務所の約4,800平米ですか。それぞれの土地のですね、現在の価格というのをですね、把握しておられればお願いをしたいと思うんですけども。

議 長 現在の価格ですね。総務課長かな。

3 番 井 上 なかなかですね、現状での地価等からですね、出られない。すぐにはお答えできない。価格というと、どの…例えば固定資産税の評価額でも構わないと思いますし、例えば駅周辺ですとね、今は坪、1坪当たり幾らと。あとは地価の動向調査があってですね、下原の何番地は幾らとか、そういったですね、情報が、土地の売買に関する情報というのがね、新聞等でも出ています。そういったものを含めた中でですね、やはりこれはですね、その今の価格をですね、私の質問の内容といたしましては、やはりこの限られた財源という中で、松田町の今、この未利用地、空き地がどれだけの価値を持つものなのかというのは、当然町のほうとしては知っておいてですね、例えばこれを一般に分譲した場合にはね、どれだけのものになるのか等を含めた中で、先ほど町長がお答えになった、今後のさまざまな政策に生かしていくというふうな見方が必要ではないのかというふうに思いますので、そういったものをですね、今後調べておいていただいてですね、そういった計画に、もとの根拠をですね、町の財産として、財政調整基金等ですね、そういった通帳とかにあるのはもう何円というふうに明確に出てますけども、それ以外の部分ですね。また、来年3月には公会計制度が発足するという中で、じゃあ土地の価格、松田町の普通財産、公共用財産の土地の価格は幾らかというのは当然ですね、もうその時点で明確に出るのであれば、現状の固定資産税のほうの評価額、そういった土地の取引にかかる価格から推計した額等をですね、ぜひ情報として、また、次のですね、ときにはですね、お答えをいただきたいというふうに思っております。

それからですね、先ほど土木事務所跡地はですね、国のほうとですね、県、町のほうの女性が輝くための事業ということで進行中だというふうな説明がありました。それについてですね、お伺いいたします。今現在ですね、その松田土木事務所跡地をですね、さまざまな形の中で進めているところだというふうに理解をしています。29年度中にそういった計画を樹立しまして、30年度から

執行していくという中ではですね、どれだけの面積をですね、利用をしていくのか。今、土木事務所跡地のところにはさまざまな建物が建っています。車庫とか倉庫とかですね、そういったものの利用予定の建物は、こういったものを利用するのか。

あと、先ほど5年間の期間だということでお答えがあったかと思うんですけども、そういった施設に、その女性が輝くためのまちづくりの拠点事業として使っていく場合には、どのぐらいの期間をですね、想定をしているのか。その期間というのは当然その交付金、地方創生交付金の交付金をもらいますので、例えばそれに使って、5年間でもうぱっと終わらすことができるのか。それともある程度その後も5年ないし10年ないし…あ、10年の間をですね、そういったものにその交付金の縛りとして使っていかなければいけないのか。それですね、4点についてよろしくお願ひいたします。

定住少子化担当課長

まずですね、先ほどの土地の価格について、ちょっと先に、ちょっと。定住のほうでですね、土地の方向性、その土地をどうするか方向性の中でですね、最終的に売買するか賃貸するかという観点の中で、例えば寄1番地については鑑定士さんのほうに、それは鑑定していただいて、その金額としてここにはあるんですけども、そういうものを踏まえて今、進んでいると。旧砂利線跡地につきましても、その募集方法等を踏まえたときにですね、鑑定士さんに今の価値をですね、やって進めているということだけ御了承願ひえればありがたいというふうに思います。

そしてですね、旧土木事務所につきましても、本当にこれからですね、29年度、そして30年度についてもですね、基本計画等を定めていくんですけども、その中でその活用プランとか、維持管理運営方法、そして経営手法と最終的にはランニングコストを踏まえたものを出した上で、この施設をどのように使っていこうかということがございます。現在ですね、本館、車庫、倉庫という3点の施設を中心に使っていこうというようなことは考えてございます。それ以外に自家発電倉庫とか、そういうさまざまな6施設ぐらいございます。周りにあります。その施設を残したまま使うことの安全面とコスト等も踏まえて今後進んでいかなくちゃいけないなということで、その4,800平米ほどのどこまで

使うかは、これからになってくるところでございます。

最終的にこの補助金を活用して、リノベーション、新築じゃない、リノベーションという観点で、執行の適正化に関する法律がございまして。補助金ですね、補助金に係る予算の執行の適正に関する法律に基づいて、政令で定めるですね、その耐用年数を勘案して経過した場合以降はというのがございまして、それについてちょっと国にも、ちょっとそれとなく確認したところがございます。この目的達成というのは、この地方創生推進交付金要項に定めるですね、交付目的に反し譲渡または貸し付けをしようとするときは、あらかじめ大臣に提出をし承認を得なければならないという、その期間ですね、期間については、この事業が女性活躍という観点でKPIという目標数値を定めてございます。その目的がある程度達成した、ここは5年間で達成するかどうかは、町と国と最終的な協議になりますけれども、5年間もしくは10年後において、この土地をたとえば町がですね、民間へ売却あるいは賃貸借などの検討をすることを、社会情勢とか町の財政状況、施設の耐震性を含めて考慮するのであれば、協議対象となりますねというようなことはいただいておりますが、10年後にすぐ用途を変更するというようなことの目的達成であれば、協議の対象になるという話はいただいておりますので、現段階では10年後にどうこうすると、あるいは5年後にどうこうするという考えでは、今進んでないということで御理解願えればありがたいというふうに思います。以上です。

3 番 井 上 お答えありがとうございます。建物のほうはですね、本館、車庫、倉庫とあとその他の建物があるということで、それについてはまだ未定だということでございます。あそこの土木事務所跡地ですね、面積を一番占めるのがですね、やはり駐車スペースだと思うんですね。その駐車スペースの使われ方についてはですね、例えば、ある程度10台とか20台ぐらいのですね、駐車スペースがあればいいのか、それともですね、やはりそれぞれの、例えば本館、車庫、倉庫等を利用するという想定であるとですね、それぞれに付随して、何台か必要になるというふうに考えるのかということをお教えいただきたいと思っております。

2点目としましては、10年というのはですね、先ほどの県の財産というのは、10年…これはですね、28年の3月から10年間は譲渡は禁止だと。契約の取り決



めの中で、10年間は用途の変更はまかりならぬと。売買についてもですね、たしか10年間は第三者への譲渡は禁止だというふうな契約内容がありましたので、この分譲ができるようになるのと、今の女性が輝くためのまちづくりの拠点事業のその期間ですね。そこが、例えば契約してから10年後であればですね、ちょうどその10年間という期間の中で、そこで今の地方創生の女性が輝くためのまちづくり事業の期間を終了した後はですね、もっと町のほうは、いろんなさまざまな町の活性化事業とかですね、人口増加策のための土地として使えるのではないかなというふうに考えていますので、そういった期間をお聞きしました。今のことについてはですね、国のほうと協議をすれば可能だというふうな説明だったので、それはそこで協議をすれば可能だというふうに思ったので、それについてですね、了解をいたします。

また、あとですね、土木事務所の建物をですね、使うというのは、もう大分老朽化しています。リノベーションをするというふうな形であってもですね、かなりもう建物自体が古い形ですので、それがまたさらにですね、10年以上の耐用年数をもたせるのはなかなか難しいのではないかなというふうに考えますが、先ほど言われたようなリノベーションの耐用年数がある期間というのは、何年ぐらいをお考えかお願いをいたします。

定住少子化担当課長

まず、じゃありノベーションの期間なんですけども、旧土木事務所につきましては、平成のですね、8年に耐震補強診断と補強工事をやってございます。そしてですね、27年度にもいろんなアスベストの調査等を全部踏まえまして、今その中のですね、建物の図面等全部調査をしてる中で、残り15年、20年は耐震的に問題ないというようなデータが出ております。今の現状でいきますと、問題はないという。この前、検討委員会の中でもですね、そのような話をして、問題ないという確実な答えではないんですけども、基本的には、耐震を平成8年に全て行いまして、本館の建物は15年、20年は大丈夫であるというふうな感じで位置づけて、今進めているところではございますので、先ほどですね、10年後の用途について、民間のほうに売る、売らないというふうないろんなものもありますけども、現段階では10年をめどにはしっかりやっつけよう。女性活躍のための拠点づくりとしてやっつけようという考えで進めてございます。

あと、この建物の購入の10年間契約とですね、やっぱり目標数値のK P Iの期間が5年間というのがございますので、その辺を踏まえて、今後もですね、国と県と調整をしながらですね、土地利用に努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

ごめんなさい。駐車場につきましては、当初の計画の中ではですね、子育てサポートセンターというのがございます。そこの利用者さんのほうからいろんな意見がございまして、最終的に町のほうの部分、コンパクトシティの中の位置づけとして、土木事務所のほうに移していきたいという案もございまして、そうした中で、なぜかという、やっぱり駐車場が非常に少ないということもございましたので、現段階では何台かというのは言えないんですけども、今ある台数と同等な部分は必要になってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

3 番 井 上 1点確認なんですけれども、今、平成8年にですね、土木事務所の庁舎については耐震調査を実施された。それからですね、20年は大丈夫だろうという結果だというふうにお聞きしたんですけども、そうするとですね、もう20…今、9年ですのでね、その耐震調査のときですね、保証期間も過ぎているのではないかなというふうに思います。あとですね、また、新たに今、子育てサポートセンターの移設というふうな話が出ましたけれども、これはですね、今の女性が輝くためのまちづくりの拠点事業の中に含まれていることなのか。ちょっとこれは初耳ですのでね。それとも、それは単に所管課の考え方なのか、その2点をお願いいたします。

定住少子化担当課長 まず、子育て支援センターにつきましては、平成28年度にですね、地域の方と座談会を行いました。計画の中にも合わせて位置づけているところでございます。確実に町のほうが全て移るという現段階ではないんですが、それらを踏まえた中で、今協議をしているということで御理解願えればありがたいと思います。先ほどですね、平成8年にですね、耐震補強をやっております。そうした観点で、現在コンサルを含めてですね、さまざまな部分で角度から、この建物が、今現在から15年、20年は問題ないという判断で御理解をいただければと。先ほどの平成8年からということではなくて、大変申しわけございませんでし

た。以上です。

3 番 井 上 ありがとうございます。今ですね、説明のほういただいた旧土木事務所の跡地。これについてはですね、今現状の形わかりました。先ほどのサポートセンターなんかも含めた中で、町のほうの財源でもありますし、町屋のですね、土木事務所というのは、駅からですね、新松田駅、JR御殿場線のですね、松田駅からもですね、かなり至近な距離にある町の一等地ではないかなというふうに考えています。こういった中でですね、これらは町長がですね、今抱えております定住促進、人口増という施策においてもですね、本当に重要な町有地であると思います。

また、私ですね、ちょっと個人的な考え方の中では、町長はですね、駅周辺の再開発事業。ここであと5年後でですね、その辺をスタートするというふうに公約の中でもうたわれていますけれども、またそれをさらにですね、含めた中で、駅周辺の再開発事業を行うためには、現在の借地等されている方もかなり多いと思います。そういった人たちをですね、再開発事業のために土地を提供してもらうためのですね、代替地としてもですね、重要な位置づけができてくるのではないかなというふうに思います。それらを含めましてですね、重要な町の種地ではないかなというふうに私は考えますので、町長のお考えをですね、土木事務所跡地。それ以外の…今、寄1番地のほうはですね、2月に公募がされるということで、ある一定の方向性はついているのかなというふうに思います。また、郵便局の裏の企業庁の跡地はですね、学校建設等でですね、その辺で検討をされているのではないかなというふうに、私は理解をしております。町屋地区のですね、下原のですね、町有地。土木事務所跡地。この2点についてのですね、町長のお考えをお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いたします。

町 長 町有地の利活用もせにゃならない。また既存の建物も生かしていかなきゃいけない。本当に悩ましいことがたくさんあります。松田町の財政計画の中でいくと、今後人口が少しずつですけども減っていく中で、単独の税収入も減っていくのでなからうかという危惧されているところを何とか、その心配がないとまで言わないにしても、やりくりをしていかなきゃいけないというふうなのは、

井上議員が御指摘のとおりだというふうに思いますし、同じ方向を向いてるんだらうなというふうに思って、今もお話を聞いておったとこでございませう。

旧土木事務所の建物についてですね、購入をするに当たっても、当初からの方向性の中で、いろんなものに読めるようにですね、県の方々とも御相談させていただいて、契約を結んだというようなことになりながらですね、かといって、すぐすぐそこを、その当初言われてた目的のままで建ててくというふうなことではですね、いけないということで、全体的な面整備というふうなこと、先ほどおっしゃられた駅周辺も含めながら、またすばらしい立地条件でもございませうね。そういったとこで言うと、私自身は松田町の財産でありつつですね、あそこは本当、県西地域全体においてもですね、非常にすばらしい場所だというふうな認識をして、松田町だけで使うことでもなくですね、さまざまな地域の方々が使っていただくような土地として生かしてまいりたいというふうにも考えているとこでもあります。

そんな中、文化センターも築36年がたって、今現在進んでいますけどもね、もう耐久性云々かんぬん考えれば、それこそまだ10年後なのか、15年後なのかというふうなところで、また考え直さなきゃいけない。もしくは、こと時期の状況によっては、もっと早めに考えなきゃいけないようなこともあるかもしれませうけども、そういった財政計画もしっかりと立ててですね、お示ししたいというふうにご考えております。

今御質問いただきました、その土木事務所については、まずは今進めていることをですね、しっかりと、一つめどとして、5年もしくは10年というお話が今ありましたけどもね。女性の輝く事業というふうなことは、これはもう継続してずっとやっていかなきゃいけないので、その拠点というふうな部分での今回整備をやるというふうな観点ですから、この拠点がどこの場所に、どういふふうになっていくかというのは、そのときどきの予算の関係でですね、延命整備をしなければいけないところは延命整備をしなければいけませんし、そこはもう内部では触れないわけにはいかないですから、そういった面での土地利用をしていきたいというふうにご思っています。また、そこで女性の活躍という形を、今定住の目的だというふうなお話ありましたとおり、本当に平成26年度にです

ね、消滅するという可能性があるという都市に指定をされ、とにかく女性が今現在ですね、非常に少ないということの観点の中で消滅するというふうに言われて、当然女性の方々が、今住んでる人たちが外に出て行かないようにもしていきたいですし、外から呼び込みたいということもあって、国が推奨している女性輝くプランの関係の中で、我々もそこは推奨していこうというふうなことでの考え方の中で、建物を利活用していこうということを進めさせていただける事業でありますので、単なる箱をつくって何とかというふうなことで終わらせることなく、これからいろんな要望・希望があるのは私も聞いておりますけども、まずは制限することなくですね、いろんな要望をいただき、あとは予算の関係と、やっぱりハード整備のキャパシティもありますから、その中でできることをやっていく。それも5年後、10年後ということではなくですね、もっと先のことを見据えた中で、やっぱり必要な仕組みをつくっていかないと、何かその場のしぎになってしまうとなるとですね、また後戻りしなきゃいけないということになりますので、しっかりとこれから所管のほうで、町民の方々と一緒になってですね、要望を聞きながら、方向性を見出していくというふうな事業になってくるかと思えます。

また、下原の土地についても、当初福祉目的ではなかろうかというふうなことで、いただいた理由の話聞いておりましたけれども、昨年ですかね。昨年だったと思いますけど、もう一度確認したところ、もう松田町が必要とすることであれば、その方向で使っていただいて結構ですと。ただ、あの場所にはですね、区画整備の用途制限と言いましょかね。それがあるので、それを逸脱することは今現状できないと言いましょかね、ということですけども、いただいたときに言われる福祉目的にこだわりすぎなくても利用が可能だということでは、現在の今いらっしゃる方々にも確認をしておりますので、しっかりとそういった利活用についてもですね、その意見を踏まえながら、町にとってプラスになる事業を展開していくということで考えております。具体的に何かということは、今申し上げられないところがございますけれども、しかるときにですね、提案したいというふうには思っております。以上です。

3 番 井 上 丁寧なお答えありがとうございました。やはり今後もですね、松田町、ここ

で今ですね、小学校や中学校の建てかえがですね、目前に迫っています。そういった投資的事業の財源としてはですね、本当に必要なですね、どっかからですね、そういった財源が、本当にのどから手が出るような財源が必要だというふうに思います。今、町長が回答していただいたような内容をですね、もとにですね、ぜひ松田町の財政計画、総合計画、先ほど言われた中にですね、多分私の言う土地利用計画も入っているのかなというふうに思いますので、そういった計画をですね、立てて、またそれらにつきましてはですね、議会のほうにもですね、ぜひ説明をいただきたいというふうに思っていますので。また先ほどの土地の動向もですね、やはりかなりさまざまな局面があると思います。また、この寄1番地もですね、大分面積的に多く、またここで2月に公募するので、それらの状況についてもですね、逐一議会側のほうにお示しいただくことをですね、要望しまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

議

長 以上で受付番号第2号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。10時40分より再開をいたします。 (10時18分)